

## 議会運営委員会

令和 5 年 5 月 3 0 日（火）

午前 9 時 5 9 分開 会

○南委員長 おはようございます。ただいまより議会運営委員会を開催させていただきます。

本日の欠席者は、病気療養中のため、村田幸隆委員でございます。

それでは、本日の議案といたしまして、令和 5 年度第 2 回尾鷲市議会定例会についての議会運営委員会でございますので、よろしくお願ひします。

それでは、まず、市長に御挨拶をいただきたいと思います。

○加藤市長 おはようございます。

本日は、令和 5 年第 2 回定例会のための議会運営委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。

本定例会に上程いたします議案につきましては、議案第 3 4 号、令和 5 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 3 号）の議決についてから、議案第 3 6 号、尾鷲市道路線の変更についての議案 3 件でございます。

その他、報告第 1 号、令和 4 年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書についてと、報告第 2 号、公益財団法人尾鷲文化振興会の令和 5 年度事業計画及び予算についての報告 2 件であります。

これら提出議案の詳細につきましては、総務課長より説明いたさせます。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございます。

○南委員長 ありがとうございます。

それでは、総務課長、提出議案の説明をお願いいたします。

○森本総務課長 総務課でございます。よろしくお願ひします。

令和 5 年度第 2 回尾鷲市議会定例会への提出議案につきまして御説明させていただきます。

議案書の 1 ページを御覧ください。

初めに、議案第 3 4 号、令和 5 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 3 号）の議決についてであります。

こちらにつきましては、お手元に配付の主要事項説明に基づき説明させていただきます。

今回の補正予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計で1億6,509万7,000円を追加し、これにより、特別会計及び企業会計を含めた予算総額を192億2,888万6,000円とするものであります。

次のページを御覧ください。

歳入でございます。

14款国庫支出金1億2,497万7,000円の増額は、低所得世帯支援枠として交付される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億2,397万8,000円の増額及び生活保護制度の改正に伴うシステム改修に対する生活保護業務効率化事業補助金149万6,000円の追加及び補助交付要件に満たなくなったことによります循環型社会形成推進交付金150万円の皆減が主なものでございます。

15款県支出金30万円の増額は、三重県海岸漂着物等対策事業補助金の追加であります。

18款繰入金1,452万の増額は、今回の補正財源として財政調整基金から繰り入れるものであります。

20款諸収入1,630万円の増額は、市内2地区のコミュニティ事業が採択されたことに伴います一般コミュニティ助成事業補助金460万円、市内1地区に対する地域防災組織育成助成事業助成金150万円及び中村山公園トイレ整備工事に対する地域づくり助成事業助成金1,000万円の追加が主なものであります。

21款市債900万円の増額は、中村山公園トイレ整備事業に係る都市公園事業債の追加であります。

3ページを御覧ください。

歳出であります。

款別の補正額につきましては、記載のとおりでございます。

このうち、主なものにつきましては、次ページの歳出明細書で御説明いたします。

まず、総務費は、防災費で、市内1地区に対する地域防災組織育成助成事業補助金150万円及びコミュニティーセンター費で、市内2地区に対する一般コミュニティ助成事業補助金460万円の追加が主なものであります。

次に、民生費では、生活困窮者自立支援事業費で、住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり3万円を支給するための物価高騰対策生活支援給付金給付事業として1億2,549万9,000円の追加及び生活保護総務費で、生活保護一般事務費のうち、生活保護システム改修委託料299万2,000円の追加が主なものであります。

す。

次に、衛生費は、入札結果により、尾鷲市ストックヤード整備基本計画策定業務委託料 236万6,000円の減額、また、農林水産業費は、漁港管理費の漁港漂着物処理業務委託料 37万5,000円等の追加であります。

次に、土木費は、中村山公園トイレ整備工事請負費 1,900万8,000円の追加であります。

5ページを御覧ください。

教育費では、事務局費の置き去り防止車内確認ブザーシステム購入費 44万6,000円、小学校の学校管理費で、向井小学校高圧受電設備修繕料 234万円及び運動場管理費の国市浜公園に係る避難路概略検討業務委託料 1,100万3,000円の追加が主なものであります。

補正予算 3号の説明は以上であります。

次に、議案書に戻りまして、2ページのほうを御覧ください。

議案第 35号、工事請負変更契約について（折橋墓地移転に伴う新墓地造成工事）につきましては、造成地の土質状況等により工事の施工内容に変更が生じ、契約金額を増額する必要があることから、変更契約を締結するに当たり、地方自治法第 96条第 1項第 5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

変更前の契約金額は 1億 8,891万 4,000円で、変更後の契約金額は 2億 1,920万 6,900円となり、3,029万 2,900円の増額であります。

次に、3ページの議案第 36号、尾鷲市道路線の変更についてにつきましては、尾鷲市三木浦町における早田道ミゾノキ線は、現在の国道 311号線の開通に伴いまして、市道として県から引き継ぎましたが、土地につきましては所有者は県となっております。

今般、県がこの土地の一部の所有権を移転することから、この部分の市道を廃止し、認定路線の一部の変更を行うもので、道路法第 10条第 3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、今回の路線廃止区間には既に現在の国道 311号線が開通しておりまして、自動車等の通行に支障がないことから実施するものでございます。

次に、5ページの報告第 1号、令和 4年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書についてにつきましては、感染症予防対策事業をはじめとする 7事業について、翌年度への繰越額及び財源内訳を地方自治法施行令第 146条第 2項の規定に基づき

報告するものであります。

なお、感染症予防対策事業につきましては、令和5年度の1号補正で計上した新型コロナウイルスワクチン接種費用と一本化されたため、翌年度繰越額はゼロ円となっております。

次に、議案書7ページの報告第2号、公益財団法人尾鷲文化振興会の令和5年度事業計画及び予算についてにつきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別冊の事業計画及び予算のとおり報告させていただくものであります。

以上をもちまして、提出議案の説明とさせていただきます。

○南委員長 ありがとうございます。

提出議案の3件と報告2件の説明を受けましたが、特に御質疑のある方、ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようでございますので、2番目の選挙について、議会事務局長より説明をお願いいたします。

○高芝議会事務局長 それでは、選挙について説明させていただきます。

選挙第6号、尾鷲市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてにつきましては、尾鷲市選挙管理委員会委員及び補充員の任期が本年7月3日をもって満了となりますので、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により、本定例会の2日目に選挙をお願いするものでございます。

選挙の方法につきましては、従来より投票に代えて、地方自治法第118条第2項の規定により、議長による指名推選する形を取っております。

なお、ただいま参考資料といたしまして尾鷲市選挙管理委員会委員及び補充員の候補者資料のほうを通知させていただきましたので、よろしくをお願いいたします。

説明は以上でございます。

○南委員長 ありがとうございます。

ただいまの選挙の委員と補充員の説明について、何か御意見ございませんか。じゃ、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようでございますので、次に、会期及び議事日程(案)についての説明をお願いいたします。

○高芝議会事務局長 委員長、事項書3番目と、4番から6番の各発言通告書の提出期限、こちら続けて説明させていただいてよろしいでしょうか。

○南委員長 6 番目までお願いいたします。

○高芝議会事務局長 それでは、まず、お手元の事項書に記載の会期及び議事日程（案）、こちらに基づき説明させていただきます。

会期は、6 月 5 日月曜日から 6 月 20 日火曜日までの 16 日間でございます。

会議はいずれも午前 10 時開会とさせていただきます。

6 月 5 日に本会議を開会いたしまして、会議録署名議員の指名、会期決定の後、発議上程、採決、これは行政常任委員会補欠委員の選任及び議会運営委員会委員の選任についてでございます。

なお、この行政常任委員会補欠委員の選任につきましては、尾鷲市議会申合せ事項の改正に伴い、議長の交代があった場合、新議長は常任委員会委員として委員会審査に参加していただくこととなりますが、今回は、仮に議長交代がない場合でも、現小川議長を委員に選任していただく発議のほうを上程いただく予定としております。

また、正副議長の選挙を含めた議会構成につきましても、日程に追加して行っていただく予定でございまして、選挙などの進行予定につきましては、後ほど説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、6 日火曜日午前 10 時本会議開会、審議の内容といたしましては、議案上程、提案説明、審議留保、これは議案第 34 号、令和 5 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 3 号）の議決について及び議案第 36 号、尾鷲市道路線の変更についての議案 2 件についてでございます。

次に、議案第 35 号、工事請負変更契約について（折橋墓地移転に伴う新墓地造成工事について）につきましては、議案上程、提案説明、質疑、委員会付託の後、本会議を休憩いたしまして、行政常任委員会を開催し、当該議案を審査していただきます。委員会終了後に本会議を再開し、委員会における審査結果等の委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論の後、採決を行っていただきます。

次に、報告、質疑、これは報告第 1 号、令和 4 年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書について及び報告第 2 号、公益財団法人尾鷲文化振興会の令和 5 年度事業計画及び予算についての報告 2 件についてでございます。

7 日水曜日から 9 日金曜日までは議案調査のため休会、10 日、11 日は土日のため休会でございます。

12 日月曜日午前 10 時より本会議を再開していただきまして、6 日に上程、提案されております議案に対する質疑の後、委員会付託を行い、一般質問に入ってい

たきます。

15日木曜日、16日金曜日は行政常任委員会を開催し、議案及び所管事項の審査を行っていただきます。

19日月曜日は予備日とし、翌20日火曜日に本会議を再開し、付託議案の委員会における審査結果等の委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行っていただき、閉会となる予定でございます。

なお、議事日程のほうには記載しておりませんが、去る4月13日に松阪市で開催されました東海市議会議長会定期総会並びに6月14日に東京都で開催されます全国市議会議長会定期総会におきまして、南靖久議員が永年勤続表彰として勤続40年以上の特別表彰を受けられることとなります。

つきましては、その表彰の伝達式を本定例会最終日となります6月20日火曜日の会議冒頭に行う予定とさせていただいておりますので、よろしくお願いたします。

次に、各発言通告書の提出期限について説明させていただきます。

まず、事項書4番目の一般質問発言通告書提出期限につきましては、申合せに基づき6月7日水曜日の午前11時まで、次に、議案質疑発言通告書提出期限は、議案第35号、報告第1号及び第2号につきましては6月2日金曜日の午前11時、その他の議案につきましては6月7日水曜日の午前11時まで、次に、討論発言通告書提出期限は、議案第35号につきましては6月2日金曜日の午前11時、その他の議案につきましては6月19日月曜日の午前11時までとさせていただいております。

また、ただいま議案付託表（案）のほうを通知させていただきましたので、御確認いただきますようよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○南委員長 ありがとうございます。

会期及び議事日程と、いろいろな一般質問の締切り等の説明をいただいたんですけども、何か御意見のある方、見えますか。よろしいですね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長 それでは、事項書7の議会構成についての説明をお願いいたします。

○高芝議会事務局長 それでは、議会構成に係る発議について説明させていただきます。

まず、発議第4号、行政常任委員会補欠委員の選任について（案）につきまして

は、尾鷲市議会申合せ事項の改正に伴いまして、今回は、仮に議長の交代がない場合におきましても、現小川議長を委員に選任していただくものでございます。

次に、発議第5号、議会運営委員の選任について（案）につきましては、議会運営委員の任期は尾鷲市議会委員会条例で1年と定められておりますことから、今定例会において新たに選任するものでございます。よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○南委員長 事項書8も続けてお願いします。

○高芝議会事務局長 それでは、続きまして、議会構成に伴います議事及び選挙進行予定（案）について説明させていただきます。

まず、今定例会初日、6月5日でございますが、まず、進行表のほう5番目の議長選挙及び6番目の副議長選挙のほうを行っていただきます。ここで暫時休憩していただきまして全員協議会を開催し、7番目の議選監査委員の選出、8番目の常任委員会委員の選出を行っていただきます。

その後、本会議を再開し、全員協議会で選出していただきました議選監査委員の選任について、追加議案として執行部より提案していただき、選任同意の採決を採っていただきます。

次に、10番目の常任委員会補欠委員の選任につきましては、先ほども申し上げましたが、申合せ事項の改正に伴い、今回は現議長を委員に選任していただくものでございます。

その後、本会議のほうを暫時休憩していただき、常任委員会を開いて、正・副委員長さんの互選をしていただきます。常任委員の任期は議員の任期となっておりますが、委員会条例などに基つきまして、正・副委員長さんの辞任はこの常任委員会の場で行っていただきます。

続きまして、2回目の全員協議会を開催していただき、12番目の常任委員会の正・副委員長の互選結果の発表、13番目の議会運営委員5名を選出していただきます。

次に、本会議を再開していただき、議長のほうから常任委員会正・副委員長の互選結果の報告、議会運営委員5名の選任を行っていただきます。

その後、本会議を暫時休憩していただき、議会運営委員会を開催していただきまして正・副委員長さんの互選、続きまして、全員協議会におきまして、議会運営委員会の正・副委員長の互選結果の発表をしていただきます。

次に、18番目の紀北広域連合議会の議員6名は、申合せによる議長及び行政常

任委員会委員長と、残り4名の組合議会議員を選出、19番目の三重紀北消防組合議会の議員4名は、こちらも申合せによる議長、行政常任委員会委員長と、残り2名の組合議会議員のほうを選出させていただきます。

最後、20番目の東紀州環境施設組合議会の議員2名には、申合せにより議長及び行政常任委員会委員長を組合議会議員に選出していただく予定でございます。

その後、本会議のほうを再開し、21番目の議会運営委員会の正・副委員長を議長のほうから報告していただき、次に、22番から24番の各組合議会の議員を議長の指名推選の方法でそれぞれ選挙していただきますので、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

○南委員長 5日の役員選挙の流れについての説明をいただいたんですけども、特に御意見のある方、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 役選もこの流れの中で行わせていただきます。

それでは、次に、定例会初日の執行部の出席者について、総務課長より説明をお願いいたします。

○森本総務課長 6月5日、本会議への出席につきましては、市長、副市長、教育長、政策調整課長、私、総務課長、以上を予定させていただいております。

○南委員長 皆さん、よろしいですね。

じゃ、事務局長、議員懇談会のほうはよろしいんですか。これは全協のほうでね。

○小川議長 委員長、よろしいでしょうか。

この後の全員協議会でも報告させていただきますが、正・副議長選挙に関わる所信表明演説につきましては、6月1日木曜日の午前10時より議員懇談会を開催いたしまして、その中で行っていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

なお、所信表明を希望される方は、明日5月31日までに私のほうまで御連絡いただきますようお願いいたします。

以上です。

○南委員長 分かりました。

じゃ、以上ですね。

以上で議会運営委員会を終わります。ありがとうございました。

(午前10時21分 閉会)